

三木市記者発表資料 (令和5年10月27日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
上下水道部 下水道課	課長 米村誠 (内線 4300)	下水道管理係	0794-82-2010 (内線 4300)

タイトル
吉川浄化センター汚泥脱水機更新工事に関する 損害賠償請求訴訟について ～神戸地方裁判所にて判決が言い渡されました～
本件のポイント
・本市の主張が認められませんでした。
説明文
<p>平成 29 年度に吉川浄化センターにおいて更新した汚泥脱水機について、市が求める性能を発揮しなかったため、工事請負業者に対し契約に基づき修補を求めたが、これに応じなかったため損害賠償を求めた訴訟の判決が、10 月 26 日、神戸地方裁判所において言い渡されました。</p> <h3>1 訴訟の概要</h3> <p>(1)当事者等</p> <p>事件番号 令和 2 年 (ワ) 第 469 号 事 件 名 損害賠償請求事件 原 告 三木市 被 告 O E S アクアフォーコ株式会社</p> <p>(2)請求の要旨</p> <p>平成 29 年度に吉川浄化センターにおいて更新した汚泥脱水機について、市が求める性能を発揮しなかったため、高含水率の汚泥が排出され、汚泥を処分する費用が高額になるなど過分の負担が生じることから、被告に対し契約の瑕疵担保条項に基づき修補を求めたが、これに応じなかったため、発生する過分の費用負担 149,988,186 円の損害賠償を求めたもの。</p> <h3>2 判決の内容</h3> <p>(1)裁判所 神戸地方裁判所</p> <p>(2)判決の主文</p> <ol style="list-style-type: none">1 原告の請求を棄却する。2 訴訟費用は原告の負担とする。 <h3>3 今後の対応</h3> <p>判決の内容について顧問弁護士と相談のうえ、対応を検討します。</p>